

令和7年度 高崎市民商品券取扱店募集要領

1 高崎市民商品券の発行について

高崎市は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を支援するとともに、買い物をきっかけに街に出ていただき、賑わいが創出され市内経済の活性化につながるよう、市内だけで使用できる商品券を、0歳から高齢者まで全市民に1人当たり6千円分交付します。高崎市民商品券の支給にあたっては、別に定める令和7年度高崎市民商品券事業実施要綱に基づき行います。

2 高崎市民商品券について

- (1) 名 称 高崎市民商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発 行 者 高崎市
- (3) 対 象 者 令和8年2月1日時点で、高崎市に住民登録のある方
- (4) 発行金額 対象者1人当たり6,000円（500円×12枚）
- (5) 使用期間 対象者が商品券を受け取った日から令和8年12月31日（木）まで
- (6) 配付方法 世帯主に対し同世帯者分を一括して簡易書留にて郵送

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券を第三者への転売・譲渡することはできません。
- (2) 額面に満たない場合の釣銭は出ません。
- (3) 使用期限を過ぎた商品券は利用できません。
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、高崎市はその責を負いません。

4 取扱店の参加資格

高崎市内に店舗や事業所を営む事業者とし、次の（1）から（4）までに該当する店舗及び事業者を除いたもので、高崎市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていない店舗
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び同じテーブルに同席して接客するような類の店舗
- (3) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当する事業者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、商品券発行目的から市長が取扱店として不適当と判断した事業者

5 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、ポスター等を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが違う等、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに高崎市産業政策課まで報告してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を速やかに記入もしくは押印し、既に取扱店名の記入等がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 上記（2）又は（3）の場合などの商品券の取扱いに疑義が生じた場合を除き、取引において商品券の受け取りを拒むことのないようにしてください。
- (5) 受け取った商品券を換金せず、他の取扱店で利用することはできません。
- (6) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

(7) 群馬県暴力団排除条例及び高崎市暴力団排除条例を遵守してください。

6 取扱店登録手続きについて

(1) 令和4年度「高崎市民商品券」取扱店の各事業者

事前に送付した登録内容の確認通知について、取扱停止等の申し出がない限り商品券取扱店として登録し、「取扱店証明証」、「ポスター」、「口座振替依頼書」、「商品券の見本」を送付します。登録内容に変更、誤り等がある場合、電話、インターネットメール等で報告してください。

(2) 上記（1）以外の新規取扱事業者

①申請方法

この「募集要領」に同意の上、市ホームページより申請フォームに必要事項を入力してください。もしくは、「高崎市民商品券取扱店登録申請書」を記入し高崎市産業政策課（下記②）へ郵送、持参、FAX又はインターネットメールで送付してください。

申請書は隨時受付を行います。

「取扱店登録申請書」は高崎市のホームページからダウンロードできる他、高崎市産業政策課で配布します。

②申請書の提出先

高崎市 商工観光部 産業政策課

〒370-8501 高崎市高松町35-1 TEL: 027-321-1255 FAX: 027-325-4879

メールアドレス: shouhinken@city.takasaki.gunma.jp

③申請後の審査及び承認

申請した事業者は、市の審査を経て取扱店として承認します。

承認後、「取扱店証明証」、「ポスター」、「口座振替依頼書」、「商品券の見本」を隨時送付します。

④その他

i 高崎市内に複数の店舗がある場合は、店舗毎に申請書を作成の上、申し込みください。

ii 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできません。テナント毎に申請してください。（テナント毎の申請を取りまとめていただき、提出していただくことは可能です。）

iii 申請時に飲食営業許可証（写し）を提出してください。

iv 風営法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業を営む店舗においては、風俗営業許可証（写し）を提出してください。

8 換金について

(1) 換金額

市は、商品券が使用された場合、事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払います。

(2) 換金方法

取扱店は、換金用の口座を有する高崎市内の取次金融機関において、「取扱店証明証」と通帳を持参のうえ、使用済券と口座振替依頼書を提出してください。その際、1回の換金における商品券の持ち込みは500枚を限度とし、それ以上の持ち込みを行おうとする場合は、事前に持ち込み先の取次金融機関の許可を得てください。

(3) 換金に必要なもの

①使用済（商品券裏面に取扱店名の記載等のあるもの）の商品券

②口座振替依頼書

③取扱店証明証

④通帳（取次金融機関の口座）

(4) 換金期限

令和9年1月29日（金）

※上記期限を過ぎての換金には応じられません。ご注意ください。

9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) この「募集要領」に記載されていない事項は、高崎市産業政策課（027-321-1255）へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、高崎市のホームページ等により随時広報します。